

# 統一協会の控訴棄却

## 青春返せ訴訟で札幌高裁

統一協会の元会員が違法な勧誘で入信させられ、献金を強要させられ、として、統一協会などを相手に損害賠償を求めた。統一協会側は、損害

は関係ない因縁話で不安を抱えるなどして原告らを段階的な教育プログラムに勧誘したのは「信仰の自由を侵害する恐れがあり違法」として、統一協会に総額約三千万円の支払いを命じていました。

えた「同意」や「献金など」は統一協会が作り上げた「正常な判断ができない状態」などで「自由な意思決定を妨げられた結果」と断定。統一協会側の札幌地裁判決への批判を述べて明確に退けました。

（原告敗訴）が係属している大阪高裁や、東京、新潟の各事件が係属している東京高裁の各判決に大きな影響を及ぼすだろう」と語りました。